

平成 28 年 10 月 28 日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

**「世界プレミア企業債券ファンド（為替ヘッジあり）（愛称：プレミア・コレクション）」
約款変更のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「世界プレミア企業債券ファンド（為替ヘッジあり）（愛称：プレミア・コレクション）」（以下、本件ファンド）およびその主要投資対象である「世界プレミア企業債券マザーファンド」につきまして、下記の約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

なお、本お知らせに関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

本お知らせの趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容・対象ファンド・変更理由

変更内容：＜運用指図権限の委託先の変更＞

対象ファンド：本件ファンドの主要投資対象である「世界プレミア企業債券マザーファンド」

変更理由：運用指図権限の委託先が属する「フィデリティ・インターナショナル」のグループ内組織再編に伴う本件ファンドの運用担当の所属先変更によるものです。

項目	変更後	変更前
運用指図権限の委託先	F I L インベストメンツ・インターナショナル	F I L ペンションズ・マネジメント

※本件変更後も本件ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

変更内容：＜運用管理費用（信託報酬）の料率＞

対象ファンド：「世界プレミア企業債券ファンド（為替ヘッジあり）（愛称：プレミア・コレクション）」

変更理由：先進国の金利低下等の投資環境の変化を踏まえ、本件ファンドの商品性改善をはかるものです。

変更後	変更前
日々の純資産総額に対して、 <u>年率 0.7992%</u> （税抜 <u>0.74%</u> ）	日々の純資産総額に対して、 <u>年率 0.9072%</u> （税抜 <u>0.84%</u> ）
＜配分（税抜）＞ 委託会社： <u>0.51%</u> 販売会社： <u>0.20%</u> 受託会社： <u>0.03%</u>	＜配分（税抜）＞ 委託会社： <u>0.61%</u> 販売会社： <u>0.20%</u> 受託会社： <u>0.03%</u>

※なお、「世界プレミア企業債券マザーファンド」において運用指図権限の委託先の報酬率（税抜）を0.45%以内から0.35%以内に上限を0.10%引き下げる約款変更を行いました。

（別紙「約款変更新旧対照表」をご覧ください。）

2. 約款変更日

平成 28 年 10 月 28 日

以上

・ **本お知らせに関するお問い合わせ**

三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034

【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】

・ **受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ**

お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

約款変更新旧対照表

<運用指図権限の委託先の変更>

世界プレミアム企業債券マザーファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤債券等の運用にあたっては、<u>F I Lインベストメンツ・インターナショナル</u>に運用指図に関する権限を委託します。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p>	<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤債券等の運用にあたっては、<u>F I Lペンシヨンズ・マネジメント</u>に運用指図に関する権限を委託します。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p>
<p>(運用の指図に関する権限の委託)</p> <p>第17条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、債券等の運用に関する権限を次の者に委託します。</p> <p><u>F I Lインベストメンツ・インターナショナル</u> Kent, UK</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>(運用の指図に関する権限の委託)</p> <p>第17条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、債券等の運用に関する権限を次の者に委託します。</p> <p><u>F I Lペンシヨンズ・マネジメント</u> Kent, UK</p> <p>②～③ (略)</p>

＜運用管理費用（信託報酬）の料率＞

世界プレミア企業債券ファンド（為替ヘッジあり）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託報酬等）</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>74</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。</p>	<p>（信託報酬等）</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>84</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。</p>

世界プレミア企業債券マザーファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（運用の指図に関する権限の委託）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、原則として、毎年1月および7月の14日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>35</u>以内の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>③ （略）</p>	<p>（運用の指図に関する権限の委託）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、原則として、毎年1月および7月の14日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>45</u>以内の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>③ （略）</p>

以上